

防府市創業塾等補助金交付要綱

平成26年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、本市の創業支援事業計画（以下「計画」という。）に基づき、創業支援事業者（以下「事業者」という。）が行う創業塾等の事業費の一部を助成する補助金を交付し、創業の意志がある者に対し、必要となる知識や経営感覚を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業支援事業者 計画に基づき創業支援を行う事業者とする。
- (2) 創業塾等 計画に基づき開催する、創業塾、創業フォーラム、ビジネスコンテストをいう。
- (3) 補助対象経費 事業者が創業塾等の開催に要する経費のうち、別表1に定める項目及び内容に該当する経費をいう。但し、創業塾等の開催に関し、受講料や他の補助金等の収入がある場合は、当該収入の額を差し引くものとする。

(補助要件)

第3条 補助金の交付を受けることのできる事業者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 計画に基づき市と連携し、市内で創業塾等を実施しようとする者であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の上限は250万円とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 事業者は、前条の補助金の交付を受けようとするときは、防府市創業塾等補助金交付申請書（第1号様式）を、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市創業塾等補助金交付決定通知書（第2号様式）により事業者に通知する。

2 市長は、前項に規定する交付決定以後において、事業者から第7条に規定する届出があったとき又は事業者が第12条第1項に該当するときは、その内容を審査し、交付決定額を変更することが適当である認めるときは、防府市創業塾等補助金交付決定変更通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更等の届出）

第7条 事業者は、次の各号に該当するときは、遅滞なく防府市創業塾等事業計画変更・中止届（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の全部又は一部を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業を中止しようとするとき。

（実績報告）

第8条 事業者は、事業を完了したときは、速やかに防府市創業塾等補助金実績報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市創業塾等補助金交付確定通知書（第6号様式）により事業者に通知するものとする。

2 補助金の交付は、第1項の規定により補助金の額の確定後、事業者からの防府市創業塾等補助金請求書（第7号様式）により支払うものとする。

（関係書類の整備）

第10条 事業者は、事業の実施状況及び事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、5年間保存しなければならない。

（報告及び検査等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、事業の報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の実施状況を検査し、又は事業の実施上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第12条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の実施方法が不相当であると認められるとき。
- (4) 補助金の交付を受けた事業者が、当該補助金を他の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

補助対象とする経費

経費の区分	例示と注意事項
<p>専門家謝金</p>	<p>〔例示〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施のために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費 <p>〔注意事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金単価は、補助事業者が定める規定等によりその単価の根拠が明確であり、その謝金が社会通念上妥当なものであること。 ・専門家等へ依頼した具体的な内容を記載し、何に対して謝礼を払ったか確認できるようにすること。 ・請求書及び領収書を保管すること。
<p>専門家旅費</p>	<p>〔例示〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に必要となる国内旅費（交通費・宿泊料）及び専門家等に支払われる国内旅費の実費 <p>〔注意事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関以外（タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等）の利用による旅費は対象外とする。また、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は対象外とする。 ・旅費に係る明細書及び領収書を保管すること。
<p>会場賃借料</p>	<p>〔例示〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場賃借料及び音響設備等の備品として支払われる経費 <p>〔注意事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料は、セミナー等の創業支援事業を行うため、一時的に借用する会議室等に要する経費を対象とする。 ・請求書及び領収書を保管すること。
<p>宣伝広告費</p>	<p>〔例示〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に必要となる広報を実施するための経費及び印刷製本費として支払われる経費 <p>〔注意事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援事業に関する広報を目的とし、委託によるパンフレットやチラシ等の作成に要する経費を補助対象とする。 ・広報事業を実施した場合には、当該事業の内容及び成果について、実績報告書により報告する。 ・請求書及び領収書を保管すること。
<p>資料・テキスト費</p>	<p>〔例示〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に必要となる受講者資料及びテキストに要する経費

※ただし、受講料や他の補助金等の収入がある場合は、補助対象経費から当

該収入の額を差し引くものとする。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

事業者名

代表

防府市創業塾等補助金交付申請書

防府市創業塾等補助金の交付を受けたいので、防府市創業塾等補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 関係書類
 - （1） 収支予算書（別紙）
 - （2） 事業計画書（別紙）

第2号様式（第6条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

事業者名

代表 様

防府市長

防府市創業塾等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市創業塾等補助金の交付
について、下記のとおり交付決定したので、防府市創業塾等補助金交付要綱第
6条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

第3号様式（第6条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

事業者名

代表 様

防府市長

防府市創業塾等補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで届出のあった創業塾等の（計画変更・中止）
に基づき、下記のとおり補助金の交付決定額を変更しましたので、防府市創業
塾等補助金交付要綱第6条第2項の定めにより通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

変更前	円
変更後	円
増減額	円

2 条 件 等

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

事業者名

代表

防府市創業塾等事業計画変更・中止届

年 月 日付け、指令防商第 号で交付の決定を受けた創業塾等事業計画を（ 計画変更・中止 ）しましたので、防府市創業塾等補助金交付要綱第7条の定めにより届け出ます。

記

1 届出の内容

--	--

2 届出により変更となる補助金の額

変更前		円
変更後		円
増減額		円

3 添付書類 届出の内容に関する書類

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

事業者名

代表

防府市創業塾等補助金実績報告書

年 月 日付け指令防商 第 号で交付指定の通知があった創業塾等について、事業が終了しましたので、防府市創業塾等補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 関係書類

- （1） 収支決算書（別紙）
- （2） 事業実施報告書（別紙）

第6号様式（第9条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

事業者

代表 様

防府市長

防府市創業塾等補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市創業塾等補助金の交付
について、下記のとおり交付することを確定したので、防府市創業塾等補助金
交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

1 交付確定額 金 円

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

事業者名

代表

防府市創業塾等補助金請求書

年 月 日付け 指令防商 第 号で確定通知のあった
防府市創業塾等補助金を交付されるよう、防府市創業塾等補助金交付要綱第9
条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円